



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 19 日 (火)
第 8 7 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (353) (東部振興課) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (354) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (355) (〃) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (356) (水産課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (357) (農地・水保全課) 3
	開発行為に関する工事の完了 (358) (西部総合事務所生活環境局) 3
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (359) (教育委員会事務局人権教育課) 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (41) 4
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (中部総合事務所農林局) 5

告 示

鳥取県告示第353号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年7月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人T O S S鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
森下 人志
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若葉台南六丁目26-11
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域の子ども達、保護者や教育に関心がある地域住民に対して、伝統文化伝承事業、学習支援事業及び、教育に関する研究・情報提供事業を行い、地域の教育の発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第354号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
中塚嘉津江	森医院	鳥取市河原町 曳田117-1	平成27年4月1 日	平成27年3月31 日	訪問看護、居宅療養管理指導

鳥取県告示第355号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
中塚嘉津江	森医院	鳥取市河原町 曳田117-1	平成27年4月1 日	平成27年3月31 日	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第356号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づ

き発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取夏泊加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業久米ヶ原地区 農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成27年5月19日から同年6月8日まで
- 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第358号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年5月19日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 開発許可の年月日及び番号
平成27年4月30日 鳥取県指令第201500020820号
- 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町高松灘106の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市美保町541-4
竹安 一貴

鳥取県告示第359号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 委託の相手
中央債権回収株式会社
- 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号3620002、4020248、4030071、4040005、4050001、3621003、4030066、4060015、3620019、3620101、3620140、3620141、4010134、4020142、3620146、4010150、4040159、3620264、3630013、3630018、3630254、3630040、3630044、4030058、3630073、3630160、4100033、3630174、3630218、3630229、3630260、3630271、4010038、4030051、4050079、4010058、4010112、4010122、4020022、4010127、4010156、4010166、4020172、4010172、4010229、4010257、4020057、4040067、4020126、4020139、4020141、4030139、4020150、4020200、4020201、4020223、4030043、4050049、4090058、4030092、4110110、4030119、4040129、4070145、4030123、4060150、4070161、4030157、4030182、4030189、4030197、4030198、4030222、4030224、4040030、4080216、4040064、4060085、4080075、4040104、4040106、4070121、4040110、4040123、4040124、4070026、4040160、4050177、4110138、4040167、4070210、4090172、4040174、4080177、4100044、4040184、4040226、4040242、4070051、4050270、4050059、4050067、4050080、4050082、4060087、4080092、4050105、4050121、4050109、4080109、4050117、4050133、4050157、4090127、4050162、4080152、4120112、4050171、4050175、4050181、4070184、4100163、4130050、4050200、4050255、4050256、4050267、4060261、4050268、4060056、4060071、4060074、4060078、4060104、4060160、4090029、4060167、4070188、4060199、4060221、4060236、4060239、4060248、4070060、4070112、4070122、4070147、4090118、4070151、4100038、4070171、4090146、4070179、4070193、4070232、4070242、4100206、4120169、4080030、4080032、4080088、4080096、4080146、4080151、4080166、4080203、4110182、4080213、4120189、4090065、4090097、4090169、4090173、4090195、4090216、4100222、4090236、4090243、4100099、4100102、4100106、4100135、4100136、4100184、4100198、4100199、4130222、4130213、4110049、4110055、4110069、4120011、4130226、4110105、4110128、4110152、4110164、4110170、4120015、4120051、4120062、4120079、4120086、4130005、4130048、4130056、4130059、4130094、4130103、4130171、4130198、4130234）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号4141014、4141096、4141109、4141122、4141149、4151026、4161241、4151030、4151040、4151100、4151126、4171010、4151130、4171070、4151134、4161356、4151142、4151172、4151297、4151311、4151359、4151366、4151369、4161011、4161016、4161034、4161037、4161040、4161084、4161156、4161176、4171108、4161208、4161221、4161255、4161269、4161272、4161282、4161290、4161376、4161392、4161397、4161438、4161439、4171001、4211018、4171003、4171029、4171061、4171101、4191090、4231429、4171106、4171148、4211067、4211393、4171190、4171196、4171237、4171259、4171276、4171343、4171485、4171450、4171451、4171391、4171419、4171442、4171445、4171470、4171541、4171561、4171587、4171589、4171614、4171662、4211744、4171633、4181010、4181027、4211581、4191046、4181032、4181034、4181042、4181084、4181086、4181088、4181091、4181167、4181209、4181231、4181257、4181261、4181285、4181288、4181334、4181348、4181363、4181380、4181381、4181384、4181388、4181393、4181399、4181406、4181565、4181609、4191672、4181625、4181631、4181655、4191024、4191061、4191246、4191250、4191276、4191361、4191397、4191451、4221405、4191466、4191474、4191476、4191509、4191529、4191543、4191557、4201285、4191603、4191622、4191655、4191678、4191679、4201024、4201029、4201072、4201372、4201401、4201458、4201545、4201549、4201553、4201563、4201583、4201598、4201641、4201654、4201680、4201705、4211010、4211057、4211119、4211131、4211155、4211162、4211187、4211309、4211373、4211422、4211465、4211661、4221591、4211682、4211761、4211771、4221039、4221350、4221367、4221462、4221475、4221567、4221666、4221701、4231025)

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年2月29日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第41号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町用瀬 2 区集会所	鳥取市用瀬町用瀬213
鳥取市佐治町湊尻多目的集会所	鳥取市佐治町高山773

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年5月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
有限会社呉島 組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下 余戸149 -2	倉吉市 栗尾地 内	太陽光 発電施 設の設 置	10.9707 ヘクタ ール	10.9707 ヘクタ ール	6.3215 ヘクタ ール	平成27年 5月7日か ら同年12 月6日まで	平成27年 5月7日